

第 16 回長野県シニア市町村対抗

開催日:平成 28 年 5 月 12 日(木)

開催コース:長野カントリークラブ

●競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 使用球

プレーヤーの使用球は、最新の公認球リスト（JGAホームページ：www.jga.or.jp）に記載されているものでなければならない。この条件の違反の罰は、競技失格。

3. ホールとホールの間での練習禁止

プレーヤーはプレーを終了したばかりのホールのグリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならない。ただし、指定パッティンググリーンでの練習は可とする。これに違反して練習ストロークをした場合、プレーヤーは次のホールで **2 罰打**を加えなければならない。そのラウンドの最終ホールのときは、プレーヤーはそのホールで罰を受ける。

4. プレーの一時中止と再開

- ① プレーの一時中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6－8 b、c、d に従って処置すること。
- ② 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが一時中止となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間でいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示がでるまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33－7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則 6－8 b 注）
- ③ プレーの一時中止と再開の合図について
通常のプレーの一時中止：
険悪な気象状況による即時中止：
プレーの再開：

} コース内の放送・乗用カートの一斉放送及びサイレンを鳴らして通知する。

●ローカルルール

- 1. プレーヤーの乗用カート使用を可とする。
- 2. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 3. 修理地は青杭を立て白線をもってその限界を標示する。ただし、次のものを含む。スルーザグリーンの芝草を短く刈ってある区域（規則 25-2 参照）にある距離計測のための黄色と赤色のペイント。ただし、そのペイントがプレーヤーのスタンスの障害になっていても、それ自体は規則 25-1 に基づく障害とはみなされない。球がそのペイントの上にあるか、触れている場合、またはそのペイントが意図するスイング区域の障害となる場合のみ、規則 25-1 に基づいて救済を受けることができる。
- 4. ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。
- 5. 排水溝は動かせない障害物である。
- 6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
- 7. 電磁誘導カート用の 2 本のコンクリート軌道は、全幅をもってカート道路とし、球がその道路に止まっているかまたはスタンスがかかる場合、プレーヤーは規則第 24 条 第 2 項 b（i）に基づく救済を受けなければならない。本項の違反は、2 打付加。

●注意事項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティグラウンド付近に掲示して告知する。
- 2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 24 球(200 円)を限度とする。
- 3. 競技（18ホールストロークプレー）成立について
荒天などで競技実施が不可能な場合は、9 ホールの成績によって順位を決定する。
- 4. スタート時刻 10 分前には、ティグラウンド周辺に待機すること。
- 5. 9 ホール終了後、プレーの遅延にならない限りクラブハウスに立ち入ることができる。
- 6. 乗用カートはプレーヤーの携帯品につき、カートに球を当てた場合、**1 打付加**。（ゴルフ規則 19－2）
- 7. コース内では携帯電話の電源を必ず切ること。